

午後 1 時 31 分 開会

事務局 皆様、御苦労さまでございます。

ただいまの出席は 11 人でございますので、赤磐市行財政改革審議会要綱第 6 条第 2 項の規定によりまして、過半数の方の出席をいただいておりますので、この会議は成立いたします。

それでは、開会に先立ちまして荒嶋市長よりごあいさつを申し上げます。

市長 皆さんこんにちは。

秋も深まってまいりまして、紅葉のきれいな季節を迎えております。皆様方には大変忙しい中、本年度第 2 回目の行財政改革審議会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、これまで本審議会からは赤磐市が健全な行財政を維持するための貴重な提言をいただいております。その中でも、一般会計で 18 億円の歳出削減につきましては、財源不足を基金繰り入れで補う財政運営から収支のバランスをとった財政運営への転換を図るものとして真摯に受けとめて、全庁挙げまして削減に取り組んでまいったところでございます。そんな中でも、削減を予定しております各種の事業の見直しなどによる歳出削減によりまして、基金繰入額も平成 18 年度に比べまして平成 20 年度の決算見込みでは約 10 億円程度の削減となっております。また、公の施設の見直しでは、行政と民間の役割分担を明確化する赤磐モデルの提言をいただき、本年度はその評価をさせていただいております。これにつきましても、提言を尊重して取り組んでまいりたいと、このように思っております。

最近では、アメリカに端を発する金融不安から国内の経済活動も影響を受けまして、今後の税収見通しの中で不安材料となっております。そのような状況を迎える中で今日の行財政改革が進んできたことは、皆様の御尽力があってこそと思っております。改めて、感謝をいたすところでございます。それぞれの立場から行財政改革につきましても御意見をいただきますとともに、御支援、御協力を引き続き賜りますようお願いを申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。大変お世話になります。よろしくお願いいたします。

事務局 それでは、会長から開会の宣告、ごあいさつをいただきまして、議事進行のほうをよろしくお願いいたします。

議長 ただいまから赤磐市行財政改革審議会会議運営規程第 4 条第 1 項の規定によりまして、平成 20 年度第 2 回行財政改革審議会の会議を開催したいと思います。

それでは、引き続きまして私のほうからちょっと最初にごあいさつのほうをさせていただきます。

皆さん、本日は御多忙のところお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

本審議会は、本年度の第 1 回が手帳を広げますと 4 月 18 日に開催をしております、それ以来の会議ということになります。その間、季節を見ますと春からもう冬のほうに、きょうはちょっと寒いぐらいですけども、季節も変わりましたし、それから今、市長のほうからもお話が

ありましたように世界経済なども大きく揺らいでおりまして、アメリカ発の金融危機というものが今の地域経済などにも大きな影響を与えまして、税金なども非常に厳しいことが予測されております。それから、我々の地域におきましても、6月に岡山県の財政危機宣言というものが出されまして、その後、知事の選挙もありましたけれども、これらの岡山県の財政危機、行革の動きというのは、先ほどの税金と絡みまして補助金などによりましてこの赤磐市財政にも大きな影響を与える可能性もあります。

そういうもろもろの状況がこの半年来の間に大きく変わってきておりまして、その間我々のほうは何をしてたかといいますと、皆さんにその4月の会議で御承認いただきましたけども、分科会を立ち上げて昨年度、赤磐モデルという形で公の施設の見直し基準を我々の中で策定をしましたが、その具体的な評価を私にちょっと一任いただきました6人のメンバーによりまして精力的に審議してまいりました。後でも詳しく述べますけども、赤磐市内の189の公の施設すべてにつきまして調査をし、そして審議をしてまいりまして、本日は後で詳しく御説明させていただきますけども、その結果につきまして皆様に御報告する予定にしておりますので、よろしく願いいたします。

本日の会議が皆様の活発な御意見によりまして実り多いものになることを切に願っております。本日はよろしく願いいたします。

議長 それでは、本日の会議のほうに入っていきたいと思いますが、本日の会議の予定でありますけれども、まず第2回の行財政改革審議会の通常の審議をこれから行いまして、終了後、休憩を挟みまして、先ほど申しましたが、公の施設の見直しにかかわる第三者機関としての審議を行いたいというふうに思っております。こちらの審議は非公開というふうにさせていただきたいというふうに思っております、よろしく願いしたいと思います。

それでは、審議会の会議次第に従いまして議事進行をしてまいります。

きょうの会議次第を見ていただきますと、2つの審議を予定しておりまして、一つは19年度の赤磐市の行財政改革大綱の実施計画の進捗状況、これにつきまして御審議をお願いしたい。それから2つ目は、先ほど市長のごあいさつにもありましたが、赤磐市の財政状況が一体どうなってるかということにつきまして審議をしたいと思っております、あとその他のことがあればまた伺いたいと思いますが、そういう流れできょうは進めたいと思います。

まず、会議次第の議題の1番目でありますけれども、平成19年度赤磐市行財政改革大綱実施計画の進捗状況につきまして、事務局のほうから説明のほうよろしく願いいたします。

事務局 議題の1番の平成19年度における赤磐市行財政改革大綱実施計画の進捗状況についての御報告でございます。資料1により説明をさせていただきます。

実施内容につきましては、基本的に当初計画時あるいは昨年の実施計画見直しのとくと変わっておりませんので、実施内容の説明は割愛させていただきます、19年度末時点における状況を中心に一括して御報告をさせていただきます。

まず、1ページでございますが、主要施策の1番の事務事業等の見直しのところでございます。事務事業評価制度についてでございますが、これは平成18年度に本庁で試行導入をいたしておりますが、19年度におきましては対象を本庁、支所、出先機関まで拡大しまして本格導入をしております。19年度は538の事業を評価をしております。

次の公共交通体系の見直しでは、交通空白地帯であった笹岡西山線の福祉バスの運行を開始するとともに、旧町ごとに設置されていたバスについて赤磐市民バスに統一いたしまして、市内14路線での運行に再編を図っております。スクールバスは、平成19年7月に赤磐市遠距離通学支援要綱を施行し、統一した基準で遠距離通学支援対策を行っております。

イベントの統一でございますが、これにつきましては前回報告と同様でございます。

ごみの分別収集のエリア拡大についてですが、これは19年度から赤磐市地域で6種24分別を開始しておりまして、平成19年度末で前年度に比べましてごみの排出量が308.99トン減少いたしまして、リサイクル率といたしまして21.11%から23.18%に向上をいたしております。

次の地球温暖化防止実行計画の策定につきましては、これは18年度に策定をいたしております。職員にありましては、ウォームビズ、クールビズ、ノーネクタイ運動や庁舎の冷暖房運転を厳しく管理いたしております。なお、温室ガス調査を平成19年5月から6月にかけて実施をいたしました。

次のノーカーデーの実施につきましては、マイカー通勤の自粛を推進しておりまして、約1割程度の自粛となっております。

窓口業務のマニュアル化につきまして、昨年度に引き続きごらんのとおり各課、担当課でマニュアル化を継続的に進めております。

各種申請書のホームページの掲載では、それぞれホームページの掲載、掲示を進めまして、少しずつですが昨年より掲載件数を増やしております。

事務決裁規程の見直しでは、これは機構改革直後であったということで、平成19年度は見直しをしておりません。

次の2ページ目に参りまして、バランスシートの導入、行政コスト計算書の導入では、平成18年度決算をもとにしましてこれらの作成に取り組んでおります。なお、引き続き研修会へ参加して、本格導入へ準備を進めておるところでございます。

入札制度の見直しにつきましては、平成19年4月に専門部署を設置したほか、指名業者の事後公表、郵便入札制度や条件つき一般競争入札を導入しております。

主要施策の2番の組織機構の見直しでは、平成19年4月1日から新たな組織で業務を開始しております。今後も、市民ニーズに即応した行政サービスができるよう見直しを進めることといたしております。

次の学校給食センターの統合ですが、これは桜が丘と熊山給食センターの統合につきまして建設場所等の検討を行っているところでございます。

それから、幼稚園統合の実施では、高陽、西山、高月幼稚園を統合する方向で建設場所、その時期を検討しております。

各種審議会の見直しでは、これは前回の審議会でも御報告しておりますけれども、見直し方針を策定いたしまして審議会の統廃合、委員数、選任方法などの見直しを各課に指示をいたしております。

それから、次の赤磐消防組合ですが、これにつきましては既に赤磐市の消防本部として業務を行っております。広域化につきましては、岡山県における市町村の消防の広域推進計画によりまして、県内全域を一つの管轄とすることを案として広域化が推進されることになりました。

次の土地開発公社の見直しですが、これにつきましては前回報告から特に変更ございません。

それから、公共施設の見直しにつきましては、これは昨年、見直し方針を策定いたしまして、今年、評価を行っているところです。

それから、3ページに参りまして、主要施策の3、定員管理の適正化では、赤磐消防組合が解散して市消防になったことによりまして市の職員が増加しております。これに伴い、定員管理計画の見直しを行っております。平成22年4月1日の目標職員数は564人となりまして35人減の、パーセントでいきますと5.8%減となります。

それから、人事評価システムの確立、給与体系の整備につきましては、現在、人事考課制度を導入するため職員研修を実施しておりますが、人事評価システムの確立と給与体系の整備がセットとなるものでございまして、あわせて見直しを進めることとしております。

特殊勤務手当の見直しですが、これは消防の出張所の勤務見直しによりまして、夜間の勤務手当の支給対象者の削減を図っております。

それから、定員、給与等の状況の公表では、18年度からこれは実施しておりますけれども、さらに技能労務職についても公表をしております。

主要施策4番、人材育成の推進確保のところ、人材育成計画の策定では、これは策定いたしました計画に基づきまして職場内外の研修への参加を進めております。

それから、人事交流の推進につきましては、これは前回報告と同様でございます。

職員提案制度ですが、これは赤磐市職員の提案に関する規程を策定しております。これに基づきまして、19年度につきましては10件の応募がありまして、審査の上、3件採択をいたしております。

続きまして、主要施策5番の住民参加の推進のところ、パブリックコメントの制度の導入では、平成18年度からこれは運用を開始しておりますが、平成19年度には男女共同参画推進条例、これで9件、市民憲章の関係で2件の意見をいただいております。

まちづくり条例につきましては、引き続き検討中でございます。

それから、次の市のホームページの充実、それから次の各種審議会への公募委員及び女性委員の登用、国際交流協会の運営自主化につきましては、これは前回の報告、特に大きな変更はございません。

4ページへ参りまして、指定管理者制度の活用、PFIの導入研究につきましては、これは施設見直しを進める中で検討する中で導入施設などの検討をしていきたいというに思っております。

それから、主要施策7番の行政の情報化等による行政サービスの向上のところでございます。電子申請の普及につきましては、これは前回と同様の内容でございますけれども、岡山県の電子自治体推進協議会の電子申請システムというものを市のホームページから利用できるようになっております。

それから、図書館システムの統合ですが、これも既に統合済みでありましたが、平成19年4月からは貸し出し、返却がどこの図書館でも可能となっております。

施設予約システムの導入では、平成これは19年4月1日から本格導入を開始しております。対象施設55施設となっております。

地理情報システム導入、これは前回報告と変わりはございません。

情報化研修の実施、これも報告は前回と同様でございますが、平成19年度につきましてセキュリティ研修の参加が53名ございました。

主要施策の8番、財政の適正かつ健全な運営、(1)番の歳出の削減についてでございます。時間外勤務の縮減につきましては、平成19年度の実績で7,286万9千円となっております。基準の平成17年度と比較しまして289万1千円の減ということになっております。ただ、これは赤磐消防組合が市消防になったことで削減幅が少なくなっております。実質的には2,996万円の削減効果ということが言えます。

次の補助金等の整理合理化でございますが、これが事務事業評価や予算編成の中で一般財源の枠配分等によりまして、各種団体への補助金等を中心に削減を実施しております。

施設維持管理経費の見直しでは、冷暖房の利用抑制など電気使用料の節約に努めてまいっております。

次の単独公共事業費の削減、公共工事のコスト削減が5ページのところにありますが、公共事業工事のコスト削減、これにつきましては前回と報告内容同様でございますけれども、収支バランスをとるという目標に向けて事業の削減に取り組んでいるところでございます。

それから、作業服の貸与の見直し、これは昨年と内容的には同様でございます。

公用車の適正な運用管理では、稼働率の集計を行いまして削減可能な公用車を決定いたしております。20年度、今年度ですけれども、削減を実施していくということにしております。

それから、コピー用紙の節減では、電子データの配付によりまして用紙の削減をはかっているところでございます。

それから、(2)歳入の確保、自主財源の確保、ここはこれ前回同様でございます。

税の徴収対策につきましては、滞納整理システムの導入によりまして滞納者の一元管理、経過状況の把握というものが容易にできるようになってまいっております。

使用料、手数料、保険料の見直しでは、証明手数料など見直しを行っております。実施は20年4月1日からでございますが、単価200円のを300円としております。また、施設の使用料などにつきましては、体育施設など見直しを実施しました。

それから、未利用財産の売却では、新公会計制度導入に向けまして、売却見込みのある土地の調査を行うよう事務を進めております。また、19年度の売約は、土地で1件となっております。

広報紙の有料広告の掲載、封筒への有料広告、これにつきましては前回と内容的にも同様でございます。

(3)番、地方公営企業関係の水道事業でございます。水道料金の支払い方法の充実につきましては、コンビニで支払いができるよう規則等を制定をいたしております。これは、平成20年4月1日からの運用ということでございます。

水道料金の滞納事務の委託につきましては、これは情報収集中ということでございます。

水道事務の統合につきましては、赤坂、熊山、山陽を合体した水道施設情報管理システムを構築いたしました。

次は、6ページに参りまして、集中管理システムの導入。集中管理システムの導入では、このシステム導入を19年度の実績といたしましては20年度の予算化をしたということでございまして、実施につきましては今年度でございます。

浄水場の維持管理の委託につきましては、これは現在、他事業体の状況を調査をしております。

下水道事業に参りまして、下水道接続率の促進につきましては、これは内容的には昨年と同様でございますけれども、引き続き各地区の説明会を実施しまして推進中でございます。

処理施設の業務委託についてですが、これは18年度から既に長期契約といたしまして実施済みでございます。

設計施工管理の委託につきましては、これは前回と同様の内容となっております。

それから、病院事業に関しまして、病院事業の経営健全化では、運営委員会から答申を受けております。存続を前提に病院改革プランを策定するということといたしております。

医療オーダリングシステムの導入では、平成19年6月から導入、稼働をいたしております。

訪問看護ステーション事業の病院事業との統合につきましては、これは18年度に所管を既に病院に移しておりますけれども、会計につきましても平成20年4月1日から病院事業会計のほうへ編入をいたしております。

宅地等開発事業の関係、民間への販売協力の促進、宣伝媒体の検討、この2件につきましては

は前回と同様の報告となっております。

それから、(4)番の第三セクターの見直し、コラボレーション熊山につきましては、これは既に解散いたしまして、英国庭園は直営での管理となっております。

それから、株式会社赤坂天然ライスにつきましては、平成19年4月30日に解散となっております。なお、同施設は、指定管理者として民間事業者を選定をいたしています。

それから、是里ワイン醸造場、これにつきましては市の保有株の民間への譲渡を検討しておりますところでございます。

それから、(5)番の広域行政の推進、ごみ処理の広域化でございます。これは、3市1町で構成します備前地域のごみ処理広域化対策協議会におきまして候補地の適地選定調査報告書をまとめた、19年度の実績でございます。

以上で19年度におきます実施計画の進捗状況の報告を終わります。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。

今の進捗状況につきましては、我々審議会の大きな仕事の1つの仕事としまして、これが実際にきちんと進んでいるのか、それを我々審議会としては、チェックする必要があります。事務局から説明をいただきましたが、今の説明につきまして何かご意見ご質問などがありましたらご質問を。

いかがでしょうか。

会長 最初何点か、お聞きしたいと思います。先程いいましたように我々大綱を作りまして、集中改革プランを作りまして監視するというので、この中ですね。行革期間は平成21年度で終わることになるのですが、いまだに検討中のものがちょっと幾つかあるということで、このあたり一体どうなってるのかなあと思ってるんですが、例えば3ページのところに住民参画の推進というのがありまして、その住民参画の推進の2つ目の項目にまちづくり条例の制定というのがございます。これは、住民協働というものを実際に進めていくためには重要な施策だと思わけてすけども、これがいまだに検討中であるというのはちょっといかなものかなと思っております、この点の状況をちょっと御説明いただきたいと思っております。

それから、先ほど世界の金融不安などから地域経済も非常に厳しくなっていると、その中で税収確保の問題なども非常に問題となってきたわけですが、例えば税の問題ですね、5ページのところに歳入の確保の問題が出ておりまして、我々としましては例えば税収っていうものはもちろん基本的に大事なんですけども、それ以外の歳入においてもできるものはなるべく確保していきたいということで、例えば歳入の確保の項目の一番最後のところですね、封筒への有料広告であるとか広報紙への有料広告の掲載を提言しているわけでありまして、これもちょっといまだに検討中であると。検討中はいいいんですけども、やはり結論をどんどん出していく必要あると思っておりますので、このあたりもどうなっているのかちょっとお話をいただ

ければと思います。

それからあわせて、やはり我々行財政改革としましては歳入の確保の問題非常に重要ですので、今の関連でいきますと税の徴収対策につきまして滞納システムの導入というのが進んだということで一元管理ができるようになったわけではありますが、こういうところで収納率がどのように今アップする見込みなのか。ここには目標数値が実施内容に書かれてますけども、今の数値、そして今後の見込みなどもあわせてお聞かせいただければと思います。よろしくお願ひします。

事務局 それじゃあ、それぞれ担当のほうから説明させていただきます。

事務局 失礼します。今、会長さんのほうから御意見のありましたことにつきまして、十分なお答えができるかどうかわかりませんが、私のほうからまちづくり条例の関係と税の収納対策、特にシステム導入後の関係等につきまして説明をさせて、お答えをさせていただきたいと思います。

このまちづくり条例の関係につきましては、会長さんおっしゃられますように、今後の赤磐市の住民参画の推進に当たりましては大変重要だろうというように考えております。この関係につきましてもまだ検討中でございますけれども、県内の状況、またそれぞれ県以外の都市の状況等を見まして早急にこの関係につきましても検討を進めまして、できるだけ早いうちに制定をさせていただくように考えていきたいというように考えております。

それから、5 ページ目の収納対策の関係でございます。この関係につきましては、税だけではなく他の公金等の関係もありまして、その部署の職員だけで滞納整理に当たるということではなくして職員全員でその対策をとるということから、実は昨年度から幹部と職員が一緒になりました、一緒に出ていきます収納対策本部をつくりまして、これは副市長をトップにしまして対策本部を設置し、年に3回程度、夜間、それから休日そういった時間をつくりまして、課長級以上、全幹部が出まして訪問徴収等に当たっております。この関係につきましては、急にお邪魔するようなこととなりますので収納額そのものは余り期待はできませんけれども、そういうように職員が出向いていくということと、それから足を運んで臨戸訪問させていただいたときにお会いできて分納等のお支払い約束ができた。そういった場合におきましては、それぞれの担当部長の職員が後追いの徴収のほうをさせていただくと。それも税がどうしても主体になりますけれども、国民健康保険税、水道料、それから家賃の滞納、そういったものを一緒にしまして滞納整理のほうに当たらせていただいております。

今、このシステム導入に当たりましてその後、収納率の数字は今ここへ手元へちょっと持っておりませんが、このシステムの導入に当たりまして、それまではペーパーで問い合わせがあり、来客のときには一々それを出して対応して時間がかかっておったという状況でございますけれども、今は一元化が図れまして即対応ができると。また、それまでの対応した状況経過そういった状況も全部入っておりますので、かなり効果的なシステムではないかというよう



に考えております。今後とも、こういった公金の収納努力につきましては十分、職員一丸なりまして対応していきたいというように考えております。

以上でございます。

議長 ちょっと今の2点だけ、じゃあコメントさせていただきたいと思っておりますけども、まちづくり条例につきましてはやはり住民協働、協力して働くという施策はこの行革大綱の大きな柱でありますし、我々としてはぜひともこの住民協働の施策を強力に進めていただきたいと思います。協働推進課ですか、新たにこの行革の中で新しい組織もつくられたわけですから、そういうところを推進主体にさせていただきまして、ぜひとも検討中ということではなくて実施レベルに移していただきたいと思いますし、それから税の徴収対策につきましてですが、こういう収納システムができて国保だとか家賃だとか水道料金なんか等を含めて一元化できる。これ非常に収納効率アップには大きいと思うんですけども、この行政組織内部だけの情報だけではなくて、例えば先日、岡山市などが徴収率のアップということで岡山県と協力してやるようなことを始められたようなんですけども、やっぱそういうふうな赤磐市の外との協力体制なども考えていただいてやっていただくっていうのも一つの手かなと思うんですけども。

事務局 まず、まちづくり条例の関係につきましては、早急に先進地等の状況等も十分勘案した上で早急な検討をさせていただきたいと思っております。

それから、税の滞納等、公金の滞納等の関係でございますけれども、このシステムの中には税の関係だけしか入っておりません。ただ、そういった徴収等に当たりましてはリンクすることがありますので、税以外でもある場合はそれを引っ張ってきてリストアップできるという状況になっておりますので、その辺は横の連絡を十分とりながら今後やりたいと思っております。

それから、赤磐市だけでなしに県との、これは会長がおっしゃられますように県のほうからもちょうと話が来ております。赤磐市としても相当の滞納がございますので、できるだけ協力体制、協力してやっていきたいと考えております。

事務局 それでは、広報紙への広告とか封筒への広告について。

事務局 広報紙の有料広告につきましては、歳入確保という面から魅力的に思えるわけでございますけれども、赤磐市のような産業構造の他市の先進地の事例を調査をいたしましたところ、応募も少ないと、そしてコストに見合うような収入が得られていないというのが調査結果になっておまして、これにつきましてもやはりコストに見合う収入が得られる見込みがつかないから実施したいということで、引き続き導入について研究、検討をしてみたいというふうな思っておるところでございます。

議長 状況は理解できたんですけども、やはり行政はスピードというものが非常に大事だと思っておりますので、18年度から検討ということになっておりますが、そろそろ結論を出していただいてどうするのか方針を明確に出していただければというふうに思います。よろしくお願いま

す。

ほかにいかがでしょうか。

あ、 委員、どうぞ。

委員 次の財政状況の問題とも非常にかかわるし、それから公の会計制度の平成21年度からの実施にも絡む問題で一つ私自身が注目しているのは、6ページの下水道事業の下水道接続率の促進というところでございますが、最終的にそこへあるように数字としては平成21年度の未までという意味でしょう、接続率75%とするというんですが、これはよそのケースでも多いんですが、この接続率が非常に悪くて収入が入ってこなくて設備投資ばっかしするというふうなケースが多いんですよえ。赤磐市の場合、その辺の今後の見通しあるいは原価の状態把握というのはどの程度されとるんかということをお聞きしたいのと、それに絡んで公会計で、いわゆる企業会計ですから民間と全く一緒のような、経費とか資産とか負債とかというふうなもので会計制度が多分移行をもうされるんだろうと思うし、してなければ多分21年度に実施するということももう一年ぐらいしかありませんので、その辺の特に公会計移行への準備が上下水道どの程度できておるのか準備状況、その辺のことを少し知りたいんですよ。

これは先進例でほとんどの場合、病院事業、上下水道事業、見込み違いというのが山ほど出とりまして、全国的に、特に人口の集中した規模の大きいところはまだいいんですけども、赤磐市程度のところで非常に広い地域から集中して下水管を配置してやるような場合、この接続率が悪かったら大赤字で、はっきり申し上げてとんでもないことに多分これ重荷になると思うんです。その辺のことがございまして関心を持っておりますし、今申し上げたようなことをお聞きしたいということです。

以上です。

議長 ありがとうございます。

下水道の問題は、どこの自治体も今非常に大変な負担になっておりまして、御指摘もっともだと思っておりますけれども、6ページですね、下水道接続率の今の現状と今後の見通しなどについてお話をいただくのと、それから公会計の改革の話、その2点、ちょっとお願いいたします。

事務局 それでは、下水道の関係につきまして、御説明いたします。

現在、下水道の整備につきましては、吉井地域は完了しておりますが、熊山、それから山陽、赤坂こういったところがまだまだございまして、ここに数値目標及び実施期限等ということで平成21年度までに市内の接続率を75%とする、ただし整備済みの山陽、桜が丘団地は除くというふうにはここでは目標を掲げておりますが、特に山陽地域につきましては、山陽、桜が丘は既に排水の関係につきましてはやっておりますけれども、まだまだ下市の一部、それから河本の一部ということで今、工事を進めております。そういうことで、接続率が75%という数字は、これについてはまだまだ未達成の状況でございまして、現在のところ平成30年度ぐらいま

でを目標に山陽地域についてはやっております。それから、熊山地域についても、平成21年度ぐらいまで恐らく完成するのにはかかるだろうという状況でございます。宅排のマンホールがつきますと、できるだけ速やかに接続はということでそれぞれ各戸へPRをしてはおるんですが、今のところ接続率は全体で申し上げますと、はっきりここで申し上げられませんが、75%には達してありません。

それから、これは下水道の場合は特別会計で現在やっております、企業会計の制度へまだ移行していません。企業会計の制度で現在、会計処理を行っておりますのは、水道と病院会計のみでございます。将来的には、下水道も公営企業会計のほうへ進む必要があるだろうということでございますが、まだまだ工事の段階ということでございまして、準備についてはまだ行ってないのが現状でございます。

以上です。

議長 いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

委員 今の特に会計制度なんです、なぜ下水道を外されとるのかよくわからないし、もっと言えば今、工事中であるからこそ新しい企業会計を導入しておれば、原価の把握、損益の把握ということが出来るんじゃないんでしょうか。私が思うのに、結局そこら辺が何か決まった目標があって、あるいはそのあるべき姿という提示がちょっと何か赤磐市の場合はおくれおくれにどうもなっとるような感じがしてならないんですが、水道をやられとんなら下水道は入れるべきです。なおかつ、工事中であればあるほど逆に言うたら民間のような企業会計にすれば、原価の把握、損益の把握ができるわけです。今までの会計制度であれば、単年度ごとの損益というのが非常にあいまいな形でしか把握されてないと思うんです。水道の場合ならば、現在やとられるわけですからある程度のものが出てきとると思うし、これ先ほども会長おっしゃったように、下水道の場合はどっこも赤字なんですよ、はっきり言って。赤字だから、極端言ったらしたくないんですか。私が思うのですが、それは逆だと思えますよ。資産というものを先行投資で幾らやっても、これはこれ、いわゆる資産ですから。毎年度、経年変化という、償却というふうなことでやればコストというのが目に見えてわかるわけで、先ほどの接続率の問題と絡んで下水道の接続率をこれを上げなければここへ税金いっぱい使われるというふうなことが即わかるような仕組みというのは、企業会計、新しい公の会計制度導入に早く手をつけてほしいというのが私の意見です。

以上です。御返事は要りません。

議長 ありがとうございます。

非常に 委員の御意見もとてもでありまして、下水道は財政負担の非常に大きなものの一つでありますから、やはりそれに見合うような仕組みに早急に改めていく必要がありますし、それから接続率の数字を今ちょっと把握きちんとされていないというふうな、いまだしてないと

いうふうなちょっとおっしゃられましたけど、目標というものはあるわけですから、数字というものはやっぱりきちんと把握していただきたいなど。全く達成できないような目標を掲げても意味がありませんのでそのあたり、例えば山陽、赤坂地区ですか、このあたりは非常にちょっと厳しいと、平成30年ぐらいにならないと無理だというふうな話ですけども、全くそういう意味でいきますと途方もない数字がここに上がってるってことになりますので、やはりこのあたりは今後検討していく必要があるんじゃないかなと思います。

いかがでしょう、ほかに。ありませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 そうしましたら、今指摘がありましたようなところ、ぜひまた今後検討していただきまして、早急に実施のほうを移していただきたいというふうに思います。

それでは、次の審議事項のほうに入りたいと思います。

(2)ですけども、財政状況につきまして事務局のほうから説明のほう、よろしく願いいたします。

事務局 財政の状況につきまして御説明を申し上げたいと思います。

資料のほうですねえ、資料2というA4判の資料が先ほどの資料の後についておりますので、それをごらんいただきたいと思います。

私のほうからは財政の状況、特に18億円の削減がどういうふうに数字であらわれてきているかそのことと、それから昨年6月に地方公共団体の財政健全化法というのが改正されました、新たに設けられました、その関係。それから、県のほうで、先ほども出ておりましたが、改革プランというのをやとられます。その赤磐市へ与える状況等について、その3点について御説明申し上げたいと思います。

まず、資料の2をごらんいただきたいと思います。赤磐市財政見通しとしております。平成20年9月1日現在としている資料でございます。

赤磐市につきましては財政計画というのを持っております、これは昨年、委員の皆さんに御説明申し上げていると思いますが、きょうここで示させていただいておりますのは、それから1年を経過いたしました。そういうことから、19年度決算をベースといたしまして、若干その決算による影響を修正させていただいたものをお手元へお示しさせていただいております。そういったことで、財政計画本来の改定ではないということで御理解をいただきたいと思います。財政計画につきましては、翌年度の改定という計画でございます。

主な変わったところをまず歳入から御説明を申し上げます。

まず、1番の地方税でございます。19年度までのところは決算の数値でございます。20年以降、予算数値になっておりますが、これは21年と24年におきましては固定資産の評価替え等があるわけですが、委員の皆さん御存じのように昨年からの税源移譲がありまして、所得税から市民税、県民税のほうへ税源がかわってきております。そういったことで、滞納と、先ほどもお

話に出ておりましたが、そういったことも勘案いたしまして、とりあえず計画では21年度の数字をそのまま伸ばさせていただいていると、こういう状況でございます。

それから、飛びますが、主なものとして5番目の地方交付税。これは、20年度はほぼこの60億円近いものが入ってくることに決まっております。あと、特別交付税が決まっておりますので、若干数字は動くと思います。21年度につきましては、国のほうがもう3.9%は削減するという事を明言しておりますので、3.9%削減となります。それ以降ですね、特別交付税、こういったものが若干減ってまいりますのでその関係を少し下げさせていただいておりますが、公債費の基準財政需要額へ算入されます公債費のほうの交付税算入というのが上がってきますので、全体では少しずつ伸びていく状況にあります。また、交付税につきましては、昨年もお話が出ておりましたが、合併算定によるかさ上げというのは26年までで、27年度からは順次この赤磐市本来の交付税ということになりますので、ただいまの状況で算定いたしますと最終の32年には約17億円ぐらいな減収になっていくという、こういった状況でございます。27年度から徐々に5年間をかけて今現在で算定します17億円が削減されていくと、こういった状況にあります。

それから、10番目の繰入金、これが一番18億円の削減の効果が出ているところでございます。計画では21年度から繰り入れゼロをやるという、こういった計画でございます。ごらんいただきたいと思いますが、18年、19年、20年と15億6,800万円、19年が10億5,800万円、20年度では4億9,300万円ということで、平均しますと大体5億円近いお金が毎年削減をされてきております。特にこの18億円の削減計画につきましては議会のほうでも非常に注目されておまして、さきの9月議会でもお二人の議員さんから御質問がありました。そのときお答えをさせていただいておりますが、ちょっと紹介させていただきますと、18億円の削減計画はどうなるとのかとこういう御質問でしたが、平成19年度当初予算の繰入金というのは当初予算ベースでは17億9,000万円、これを繰り入れておりましたが、決算におきましては10億5,800万円ということで7億3,200万円を削減しているということでございます。この内容につきましては、行革審の提言を受けまして基金から繰り入れに依存しない財政運営をやるということから徹底した歳出削減、いわゆる事業の選択と集中をさせていただいた結果であるということで、財政構造の改革が進行しているあらわれであるというふうに答弁をさせていただいております。また、20年度のところを見ていただきますと、基金の繰入額は予算ベースでは当初8億7,300万円でしたが、9月議会でも3億8,000万円の削減を行いまして、現在では4億9,300万円ということで、基金繰り入れゼロへ向けてあと一步のところまで現在進んでおります。ただ、単年度の要因といえますが、法律の改正等によりまして予測できない状況、例えば今起きておりますが、後期高齢者等への負担の増、あるいは税源移譲によります滞納額の増額、これはまた後で御紹介させていただきたいと思いますが、さきの市長会議でも県の総務部長さんのほうから県税ベースでは毎年8億円の滞納が予測されると、こういうお話がありま

した。先ほどお話に出ておりましたが、赤磐市だけでなくこれからは県も、県は今まで県税の収入というのはすべて市町村にゆだねていたわけですが、県御自身も、自体もこの滞納整理に出ていくと、こういったような状況のお話でございます。それくらい滞納がこれから伸びていくのではないかと危惧している状況でございます。

それから、続きましてその次の12番の地方債のところを見ていただきたいんですが、これは21年度まで地域振興基金というのを現在、将来の財政負担と事業等に備えまして積み立てしております。それが20年、21年というふうにあと2年間来ます。その状況をお入れさせていただいております。あとの数字につきましては、財政計画等に計上しているものを踏襲しております。

こういったことから、21年度以降の予算の歳入総額を見ていただきますと、赤磐市の規模といたしましては適正な予算規模というのが大体150億円から160億円程度ということで、そういった状況で推移するのではないかというふうに考えております。

下の歳出のところをごらんいただきたいと思います。

まず、人件費ですが、これも財政計画へ上げておりますが、人件費につきましては2人退職があれば1人採用すると、こういった形で将来の人件費の増を抑えていっております。

それから、扶助費につきましては、これは乳幼児医療費等どうしても増加を避けられないものがございます。そういったことから、毎年2.1%程度の伸びを見ております。

それから、3番目の公債費につきましては、これは21年度がピークでございます。その次のところヘグラフの表をつけておりますが、以降、徐々に下がってまいる形になっております。

それから、4番目の物件費、それから6番目の補助費等でございますが、これは21年度予算において相当厳しく締めておりますが、予算自体を枠配分予算ということで、枠以上の予算を認めないというやり方でかなりの抑制をかけております。そういったことから、8%程度の削減ということで、物件費等につきましては儉約できるものはしていくというふうな考えでございます。

それから、7番目の積立金、これは先ほどの地方債のところへも関係いたしますが、積立金につきましては地域振興基金への積み立てを行います。これが21年度で終了いたします。以降につきましては、こういった積立金の利息を計上しております。

それから、9番目の繰出金、これも先ほど申し上げました物件費、補助費等と同じで、枠配分の予算で計画を立てております。

それから、投資的経費のところへ普通建等が上がっておりますが、こういった投資的経費につきましては、歳入歳出をやりましてあくまでも余ったものでもって投資は行うということで、基本的には余剰財源をもって充当するという考えでおります。20年度のところへ投資的経費が24億1,700万円と飛び出ておりますが、これは図書館建設を繰越明許にしたためこういった状況になっております。

あと、その下の収支につきましては、これは21年度以降におきましては繰り入れなしのぎりぎりの収入、支出の差額分だけを計上しております。

それから、一番下の基金残高、市債残高等につきましては、基金につきましては大体60億円から70億円ぐらいな基金をもって運用していきたいと、市債残高につきましては先ほど申し上げましたが、徐々に徐々に21年をピークに減少をしていくということでございます。

いずれにしましても、21年度が18億円削減ゼロのそういった達成元年となってきますが、以降、徐々に景気の状態そういったものも悪くなります、そして交付税も入ってこなくなります。というようなことから、さらなる第2次、第3次のこういった節約といいますか行革が必要になってくるというふうに認識しております。

次のページのところへ今申し上げました予算の規模、歳出規模、大体150億円から160億円ぐらいで推移いたします。それから、公債費の推移の状況、基金の推移の状況等を計上しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

続きまして、その次をごらんいただきたいと思います。

平成19年度決算における健全化判断比率と資金不足比率についてというのがありますが、これはもう委員の皆様もごらんになった方がいらっしゃるかもしれませんが、市のホームページへあるいは広報等でお示しております。これにつきましては、昨年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律というのが施行されました。この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する指数の公表制度を設け、その地方公共団体の健全化に資することを目的ということにしております。旧の法律では、地方財政再建促進特別措置法というのがございましたが、この法律につきましてはいわゆる欠陥法でございまして、再建団体のみ基準とか特別会計等については規定がないというようなことで、夕張市のような状況にならないとこういった法律の適用ができなかったわけですが、今度施行されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律につきましては、こういったところを国や市、しかもすべてそういった内容については指標をもって公表していくというふうになりました。

指標の公表につきましては、本年の4月から施行されました。適用になりますのは19年度決算からでございます。まず監査委員会で監査を受けまして、それを議会へ報告し、それから市民の皆様のところへ広報あるいはホームページ等を使って公表すると、こういったことでございます。公表することになっている指標につきましてはそこへ掲示しておりますが、4指標ありまして、普通会計では、実質赤字比率、それから連結の実質赤字比率、それから実質の公債費率、将来負担比率この4つ、これを総称して健全化判断比率と申しますが、この4つの指標を公表するようになりました。そして、公営企業等の特別会計におきましては、資金不足比率というのを公表するということでございます。

こういった公表する数値にはそれぞれ基準がありまして、そのうちの一つでもがその基準に達しますと、財政の再建の計画あるいは再建団体への転落というふうになってきます。そうな

りますと、議会のほうへそういった計画を提出して、認められないと市の財政運営はやっていけないと、こういう状況になります。

そのこの1のところへ、まず4つの指標について実際の公表させていただいた数字を示させていただいております。赤磐市の健全化判断比率というところが赤磐市の状況です。その右の法律の早期健全化比率というのが、これがこの数字に達しますと早期健全化計画というのを策定して、議会の議決をいただいて執行していくというふうになります。それから、一番右側の法律の財政再生基準というのがありますが、ここへ行きますと再建団体ということで、例を出して申し訳ありませんが、夕張市のような状況ということでございます。本市の場合は、実質赤字比率については横線がありますが、横線があるということは該当しないということで赤字比率がないということでございます。それから、その下の連結の実質赤字比率もございません。それから、実質の公債費率、これは公債費を借り、また別の算式があるんですが、その状況を市の標準財政規模といまして市が通常入ってくる市税でありますとか交付税とかそういったものに対する割合を出します。赤磐市の場合は14.2で健全財政の状況という、25を超えると早期健全化の計画が必要になってくるということです。それから、将来負担比率135.7となっております。これがこれから、さっき今、赤磐市が借り入れております市債、あるいは現在おります職員の将来への負担する退職金等のそういった金額、今数字で上がっているものをすべて算入いたしまして、将来負担がどういうふうになっていくかというのを計算しておりますが、その比率でございます。135.7で、350を超えますと早期健全化の団体計画が必要ということでございます。

それから、2の資金不足比率というのがあります。これが企業会計の特別会計の資金が不足しているかどうかということですが、いずれも横線が入っておりまして、資金が不足している会計はございません。これも資金不足が20%を超えますと経営計画の健全化計画の策定が必要になってくると、こういうことでございます。

その次のページに、この法律の総務省が示しました新法と旧法との差があります。そして、その次のページには会計の範囲。旧法では一般会計だけいいようにしていましたが、あとの法律、少々特別会計等で赤字があってもそれがごまかせるようになっておりましたが、今度の法律ではそれがごまかせない。特に、将来負担比率でありますとか実質公債費率、そして連結の赤字比率というのは、一般会計、特別会計を入れて総括しての数字が出ておりますので、幾ら一般会計が黒字に見えて特別会計は赤字にしているとしてもそれがすぐばれてしまうという状況で、今回そういった指標すべて監査委員会のほうへ提出させていただいて決定をいただきまして、審査をいただきまして、9月議会へ御報告申し上げた状況でございます。

そういったことで、赤磐市の比率は非常にまだ健全財政ということが言えるわけですが、事業一つ間違えますとやはり赤字団体への転落ということも考えられますから、慎重な財政運営は必要かというふうに認識しております。



それから、続きまして岡山県の、これは資料をつけさせていただいておりませんが、ちょっとお耳をおかしいただきたいと思いますが、財政構造改革プラン、先日も17事業が復活したというようなことが山陽新聞へ出ておりますが、臨時の市長会を、たびたび開催していただいて知事と直接市長とお話をいただいて行っております。そもそも、なぜこういうふうなことになったかということなんですが、現在、岡山県の収支というのは単年度で約400億円、これから10年間で4,000億円を超える収支不足というのが予測されております。岡山県の場合は、大体160億円ぐらいの負債が健全化の基準ですが、これがそれを上回る400億円ということで、岡山県は相当性根を入れてやらないと夕張市以上の再建団体になると、こういう状況でございます。そういったことから、岡山県では財政の危機宣言というのを本年の6月にされております。あらゆる事業をゼロベースで見直すということでございます。今回の策定プランの策定ということです。中には特に配慮するということで、安全・安心、あるいは子供の教育、子育て、環境等については手厚くやるというふうな方向が出されております。

単年で400億円削減するのをどういうふうにしてするかというのを示されておりますが、まず400億円のうちの130億円については人件費であります。ということから、県の職員の給与は9.5%カットをやると、こういうふうなことです。それから、歳入の確保と、これで140億円。先般、お話がありましたのは、まだこれは決定しておりませんが、これから決定すると思うんですが、県のほうもいよいよ県の職員を使って県民税、市民税の徴収を始めると、こういうこととございます。それから、その次が一番本市等へも影響が出てきますが、行政経費の削減ということで130億円削減すると、こういうことです。この130億円の中の118億円というのが、各市町村へ直接影響出ます。あとは、公施設の見直しということで、県が直接やっておられます施設等を市へ移管するということで、本市の場合はこの公施設の件については該当がございません。一般施策の見直しということでございます。

どれくらい影響が出るかと、これはまだ確定値ではないんですけども、これから21年から24年までの数字が示されておまして、今、市を挙げて県のほうへこれを交渉しているところでございますが、その粗の数字を申し上げますと、4年間で一般財源ベースで8,000万円ということですから、単年にしますと1年間当たり2,000万円程度の市の事業への影響があるということとございます。内容については細かく申し上げますが、そういった状況。それから、民間団体へ対する補助ということで、この関係が1,000万円弱発生するんではないかというふうに思います。

いずれにしましても、こういった世の中が非常に不況になってきます。そして、県のほうも財政破綻という状況でして、赤磐市18億円の削減を何とか21年度では達成したいと考えます。今後とも27年の交付税がなくなっていく、削減されていく状況を見ますと、今以上にこの財政構造の改革が必要というふうに認識しております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

非常に詳細な説明をしていただきまして、今の赤磐市の財政の状況、今後の見通しなどもかなりわかりやすく説明していただいたのではないかと思います。赤磐市だけではなくて県の財政の話とか、それから財政健全化法という新しい財政制度の枠組みの変更とか、赤磐市を取り巻く外部の状況というものが大きく変わっておりまして、その中で赤磐市の財政、我々が行財政改革大綱をつくった平成18年3月当時とはまた大きく状況が変わっております。そういう中で今後の見通しなども話されたわけでありましてけれども、何か今の御説明につきまして御質問あるいは御意見等がありましたらお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。ありませんでしょうか。

あ、委員、どうぞ、はい。

委員 きょうは下水道にこだわってちょっと考えても来ましたしお聞きするんですが、今の一般会計の歳入歳出の話ですが、下水道事業のほうへの繰出金とかというのがどの程度これ歳出のほうへ含まれるものでしょうか、まずお聞きしたいんですが。

それと、先ほどのことでもう一つ、ちょっと繰り返しになるんですが、今後とも下水道事業については民間並みの企業会計、損益を出すような会計制度ですねえ、これをされないおつもりなんですか、されるおつもりなんですか、もう一遍お尋ねします。その2点です。

議長 下水道の話で、これ非常に財政の影響大きな話ですけども、繰出金の状況ですね。それと、今後の下水道の仕組みとしまして、企業会計の可能性というのはいかがかということで、この2点をお願いいたします。

事務局 下水道につきましては、21年度予算では、ちょっと失礼します、5億1,000万円で、あと大体6,000万円ずつぐらいやはり増えていくんじゃないかというふうに考えております。

先ほど財政の健全化法のところで申し上げましたが、下水道会計につきましても計画期間中のそういった繰り出しを算入いたしまして、将来負担比率がどうなるかというのをお示しさせていただいております。それを含めた数字が将来負担比率が135.7%ということで24年までの下水計画を算入しても2.6%増えるだけで、現状では問題がないというふうに認識しております。

議長 あと、企業会計の可能性につきましては。

事務局 新公会計ですね、これどうするかというお話だと思うんですが、現在、新公会計へ取り組むために毎月、担当部署の職員を寄せて研修をしております。やはり新公会計をやるには、御存じかと思いますが、期首と期末が要ります。20年度決算において算入するための期首をつかむために、現在準備を整えているということでございます。

議長 そういう意味では今後、企業会計のほうも準備を進めておられるということですね。今の説明でよろしいでしょうか。

委員 最後、先ほどのお話と矛盾するんですけど。するんですね。

議長 するということなんですね。

委員 いや、今のお話であれば、もうたちまちにするというふうなお話で、先ほどおっしゃった話と多少違うようにちょっと受けとめられるんですが、ちょっとその辺の説明をお願いしますか。

もっと単純に言えば、要するに夕張の場合でも一番問題になったのは、病院であれ水道であれ、はたまた下水道であれ、基本的には企業会計に非常になじみやすい会計制度なんです。一般会計は、非常にそういう意味ではなじみにくい制度だと思っんです。企業会計になじむから特別会計なとんじゃなくて、企業会計になじむように資産、資本的な支出というのが常に伴うのが病院事業であり、それから水道事業であり下水道事業のはずなんです。ですから、建設途上であろうとも企業会計というのはできるわけで、資本的な支出なのかそうでない支出なのかというのを今までは分けしなくても、分けして記帳する必要がなかったのが、今後は経費なのか資本的支出なのかというふうな仕分けをしていかなきゃあならんと。これは期首の、はっきり申し上げたら資産を算定するというのが非常に難しいはずなんです。まことに難しい話で、道路一本をとってこれ幾らに評価するかというのはいろいろ先進例がありますけど、いろいろです、多分。私もいろんなものを読みました。だけど、いろいろ方法があるわけですよ。要するに、期首幾らに設定するかというのが非常に難しいけども、公共下水で特にこの山陽地域の公共下水というのは、ある意味ではスタートをする部分が物すごくありますから資本的な要するに支出はいっぱい出るけども、下水道事業の経費というのは一遍に要るわけじゃないんですよ。償却分だけしか要らないわけです。あるいは、修繕費等の積み立てぐらいしか費用は要らないはずなんです。損益が出るわけで、先ほどの接続率75%の目標を早く達成すればするほど損益会計では非常に鮮明にわかってくるわけですよ。その辺の会計の詳しい方がいらっしゃったらある意味では当然な話であって、やるべきなんです、早く。その辺を含めてどうなんでしょうか。財政課の方も余りぴんときてられないのかもわかりませんが、特別会計とかなんとかというんじゃなくて、企業会計としては非常にクリーンな下水道事業ではないかというふうに私は思っておりますが、いかがでしょうか。

議長 ありがとうございます。

ここでは、下水道の会計に関する細かな話はちょっとする予定はありませんけれども、今後の枠組みとして方針をちょっと御説明いただきたいと思っんです。

事務局 失礼します。すいません、誤解を招くような答弁になっているようでして。まず、申し上げときますが、下水道会計をすぐ一緒にひっつけてしまうというのではありません。今、赤磐市が導入しようと考えている新公会制度というのは総務省方式といいまして、御指摘のように、なかなか資産の評価というのははっきり申し上げてずっとそのとおりに正確にできるもんでありません。ということから、赤磐市が総務省方式と国のほうでは言うとりま

が、この方式によりましてこれを導入しまして徐々に確実なものにしていくということで、下水道会計からも決算統計というのが決算をするのに、御存じでしょうかねえ、こういう年に1度、全国の決算状況を一定のルールに基づいてつくる統計でございますが、これに下水道会計から、あるいは病院会計から赤磐市が持っていますそういった特別会計すべてを一本に集約していきまして、その数値を使って赤磐市は新公会制度を導入していくということから、そういった資産の状況が明確に徐々にですが、単年ですぐ1年や2年で一遍に行くことはやはりできません。資産の評価の仕方、値段もやはり違うわけで、徐々に正確なものにしていくという総務省方式というのを導入させていただいてやっていくと、こういうことで御理解いただきたいと思えます。

議長 どうですか。

事務局 決算統計を使ってさせていただくと、こういうことでございます、新公会制度へ。

委員 そういう話じゃないんだけど、統計とかなんとかじゃなくて、先ほどの話では何かしないようなニュアンスのお話だったと思うんで、するんですね、要するに。

事務局 はい。決算のまとめ方です、決算統計というのは、そういう意味で……。

委員 もちろんそれは当然あるんですけども、これは難しいのは当たり前なんで、今までやってなかった仕組みだし、既に例えばこの旧の山陽町ですとネオポリスにしても山陽団地にしても下水道の資本的な投下というのは行われておるんですけども、これはもう済んだ話です。ただし、これ済んでおるけども、会計上は資産として幾らか査定しなかったら出発できないんですよ、ゼロから出発なんていうことはそもそもおかしいわけですから。だから、古いものをどう評価するかというんで、先ほどのような総務省方式とか別の方式も何かあるように聞いとりますが、方式がいっぱいあるんですよ、理論上もまだそれ以外にも。その辺をスタートして5年ぐらいたったら多分かなり正確なもんが出てくるはずなんですよ、修正しながら修正しながら。右左要するに何が必要なかというのと、ちょっと比較対象にしますと、例えば今、職員の方の退職金というのはどういうふうに処理されとるかというのと、総合事務何とかという事業団かどっかへ毎年……。

議長 あ、すいません、下水道に絞ってちょっとよろしい。

委員 いやいや、それと同じ支出の話であって、費用として要するに出してしまつとるんですよ。だけど、本来あれは何かというたら負債なんですよ。どういうんでしょうか。貸借対照表で言えば右側に来るべきお金をそういう事業団へ経費として出してしまつて、ないかのごとく見えるけども、もし赤磐市がとんでもない財政的に破綻するということになると、その退職金というのは私、取ってこれるわけですよ、はっきり言うたら。相当金額あるでしょ。数十億円あるはずなんですよ。その評価の仕方というのもこれいろいろであって、先ほどの例えば総務省会計と全くある意味では似とる部分があつて、ほんなら今、赤磐市は脱退するからというて何ぼそのお金を取り戻せるかということと、今既に支出しとる金額が幾らであつてどの程

度、全く言ったら保険の積み立てと同じなんですよ。その辺をもっと言ったら、赤磐市やめて独自に積み立ててもいいじゃないかっていうふうな思考方法あるいは考え方というのが出てくるはずなんです。だから、そういうところへ退職金を積み立てて何のメリットがあるんですかということをお前私、発言したと思うんですけど、全くこの公共下水道でも一緒なんで、どういう発注の仕方をしたらいいのか、今の計画をよりゆっくりに建設事業を進めたらいいのかということのたびに出てくるんですよ、そういう企業会計の中から。これはもう少しゆっくりに、例えば事業年度を1.5倍にしたほうがいいのか接続率が悪いからここはやめにしたいとか、こういうものを見るために実は新しい公会計制度に移行しようっていうのが趣旨やないですか。

だから、要するにその点から考えれば、もっと早く始めとってよかった制度だっていう結論が言えると思うんですよ。だから、なぜ始めないのですかというたら、特にどうも私、理解できないんだけど、何で始めないのかなじまないのか。当初の例えば資産の部分の経常分が云々というのはどこでも問題になっとるわけで、インターネット見てごらんください、そんな問題山ほど先進事例で掲載されとるんですよ。何で今までやってこなかったのか、私からいえば腹が立つ話で、何だあこれはっていうふうな。インターネットで先進例や総務省もそういう公開されとるものからいえば、赤磐市は怠けとんじゃないかっていうふうにも見えるわけで。ひとつよろしくをお願いします。ちょっといろんなこと言いましたけども、話し方がちょっと悪くてごめんなさい、失礼します。

議長 企業会計は、どういう方向かということでもいいんですね。

事務局 はい。赤磐市もそういった、先ほど申し上げましたけど、すべての会計の財政状況を明確にしていくということで決算統計により新公会計をやるというのは決めておりますので、現在準備しておりますので、もうしばらくお待ちください。

議長 そういうことだそうです。

委員がおっしゃるとおり、やはり今後こういう下水道などについては資本的支出ということで新しい会計を導入されて、効率的な財政運営に努めていただきたいなあというに思います。

それと、ちょっと確認ですけども、先ほど下水道の繰出金の状況が21年度で5億1,000万円というふうにおっしゃって、今後は6,000万円ずつ増加というふうに、繰出金、下水道に関してはおっしゃいましたけども、この数字は先ほど資料の2で説明されたこの歳出の9の繰出金の中にはそういうことに入っているわけですね、確認ですけども。

事務局 算入されております。

議長 それで、そういう下水道は増えていくんだけど、全体としては下がってくるということなんですか。

事務局 繰り出しについてはもう枠配分しておりますので。

議長 そういうことですね、わかりました。

ほかにいかがでしょうか。

あ、 委員、どうぞ。

委員 歳入の合計を見ますと、平成20年、21、22、23本当に減っていく一方、マイナスがずうっと続いていまして、特に20年から21年に向けて180億円が158億円、20億円近く減ってるんで、21年度の歳出についても軒並みマイナスという、かなり特に建設事業費が大きく減ってるなあとと思うんですが、ここでその建設事業費が今まで20億円台でずうっと推移してきたのがこっから先は10億円、12億円といった、場合によったら10億円も切るようなことになってるんですが、これは道路とかそういうインフラ整備の部分にかかわると思うんですが、この急激な減少というのは赤磐市の将来の都市計画に向けてどんなもんなんでしょうか、別に支障なくそこは乗り切っていけるということなんでしょうか。

議長 非常に重要な点かと思いますが、20年度と21年度がかなり財政規模が変化するわけですが、それを規定してる要因ってのがこれを見ますと普通建設事業ということになりまして、このあたりが計画として出てるんですが、現実的に可能かどうかというふうなところですね。そのあたりの妥当性をちょっとお聞きになってると思うんですけど。

事務局 すいません。財政的に申し上げますと、御説明申し上げましたとおり普通建設の投資事業につきましては、歳入歳出をやってみてあくまでも残った余剰財源でやると、これが基本でございます。そういうことで、一般財源が残れば次の事業ということになりますが、残らなければこれはもう我慢せざるを得ないということになります。

それから、大きな事業につきましては、とりあえず今のところでは昨年の図書館建設が大きな事業ということでありまして。その影響がありまして特に大きく見えているんじゃないかと思えます。繰り越しを、この20年度におきまして19年度からの繰越が7億円以上ありますので、それで同じように見えるわけでありまして、20年度からは事業はそういった意味では抑えてきているというふうに御理解いただきたいと思えます。

委員 その激減の普通建設事業費に比べましてずうっと増え続けていくのが扶助費で、これは市民の福祉サービスにかかわる部分なんで増えていくのかなあというのがおおよそイメージがつくんですが、ちょっと歳出の6番目の補助費なんですが、この補助費というのは具体的にはどういったものがあるんでしょうか。軒並み減少の中で扶助費と補助費、補助費21年度は8%減なんですが、その後は順調に伸びていってまして、これは補助費というのは一体何が伸びていく要因になるんでしょうか。

事務局 はい。

議長 はい、どうぞ。

事務局 補助費は特に伸びているのは、これは広域ごみの建設というのがございます。この関係の経費を見ております。

議長 今度の広域事務ですね。

事務局 広域分ですね。

議長 その負担金ということですね。

委員、よろしいでしょうか。

委員 通常のいわゆる補助金というのはこの中に入ってくるのでしょうか。

事務局 通常の補助金、ここへ入っております。補助金につきましても、これも徐々に精査してお願いしておりますので。

議長 今後、ごみ処理の問題っていうのは非常に大きな赤磐市の問題になってきますけれども、その負担金などの問題もこの補助費の中には含まれてるということですね。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 じゃあ、ないようですので、本日のこの審議会では19年度の大綱の実施状況と、そして今後の財政見通しということでお聞きしたわけですがけれども、ちょっと私のほうで簡単にまとめというかお話をしときますと、我々の提言しましたこの行革大綱に基づきまして、18年度から一般財源で2005年度ベースで18億円の削減ということで提言したわけでありましてけれども、今の御説明によりますとごらんのように、この資料の2の数字からわかりますように21年度からは繰入金が増えるということでありまして、ここではそういう意味では削減効果が出ていると、我々が提言したことが現実のものとして出てきているということでありまして、そういう意味では非常に喜ばしいですし、それから指標なども先ほど御説明ありましたけれども、資料の2の3枚目に健全化判断比率などの比率を見ますと、赤磐市の財政指標というのは非常に相対的に他の市と比べますとよいということは、確かに今の説明の中でも言えるんじゃないかと思うんです。それから、これまでの18年度から20年度に至るまでのところでは、我々の行革の提言っていうものがそういう意味では生かされておりますし、それから指標にもそういう形で出ているということでありまして、それは我々のまたその提言の成果として一定評価できると思うんですが。

しかし、先ほど御説明にもありましたように、実はこの後に大きなちょっと地獄絵ではないんですが待っております、御承知のとおり合併の効果といいますのは、合併して10年たった後、交付税の削減っていうものが始まりまして、赤磐市の場合ですと、この今日の財政見通しでは24年度までしか出ておりませんが、実はその後の平成27年度から交付税の減少が始まると。5年間かけて徐々に落ちていきまして、5年たった平成32年度からは赤磐市の自治体として一本算定ということになりまして、交付税ですから一般財源ですけども、一般財源ベースで17億円の減少が起きるといふような話がありまして、これまで18億円の削減を言ってきたわけですが、さらにまた17億円ということになります。

非常にこれまでも御苦労されたと思うんですけども、今後もそういう意味では厳しい状況が想定されるわけでありまして、そういう意味ではこれで、この21年度で行革が終わるわけでは

なくて、むしろこれから本番であるということもここではちょっと確認をしておきたいと思うわけでありまして、そういうふうに見据えますと今後さらなる行革が、あるいは歳出削減ということが求められてきまして、市民の方にも非常に御負担をかけることになる可能性高いわけですが、今後そういうことをいろんなところで言っていかなければならないということも今日は財政見通しの中では出てきたのではないかと思います。我々のこの行革審議会ですね、今年度で終わりますけれども、そういう意味では来年度以降も引き続き行革、継続していかなければならないということもちょっと確認をさせていただきます、きょうの審議を終了させていただきますと思います。

それで、この後の段取りですが、きょう、会議の冒頭にもお話をしましたように、この後はこの審議会で立ち上げました公の施設の評価に関して分科会を立ち上げて審議をいたしました。この公の施設の評価に関しましては、4月の第1回の審議会でもお話をしましたとおり、市長のほうから第三者機関として施設の評価を依頼をされまして、そこでその依頼をもとに今回の仕事に来てるということでありまして、いわば通常の審議会とは別に第三者機関として仕事をしてるところもありますので、ここでは非公開という形をとりまして会議のほうを進めたいというふうに思っております。

申しわけございませんけれども、傍聴者の方あるいは執行部の方はここで御退席をお願いしたいというふうに思います。

きょうはどうもありがとうございました。

あと、審議会の委員の皆さんは、今、私の時計で3時20分近くなりますので、10分ほど休憩をしていただきまして、3時30分からこの席にお戻りいただきたいというふうに思います。引き続き、第三者機関の審議をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

午後3時20分 閉会